

諮 問 書

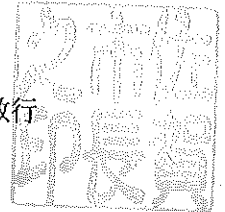
佐市企政第246号

令和元年11月28日

佐賀市個人情報保護審査会

会長 村 上 英 明 様

佐賀市長 秀島 敏行



佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号に基づき、個人情報の利用及び提供について、下記のとおり貴審査会の意見を求めます。

記

- 1 諮問内容
市の金銭債権に係る滞納者情報の部署間相互利用について
- 2 相互利用を行う情報、理由等について
別紙のとおり
- 3 相互利用を行う時期
令和2年4月から（予定）
- 4 所管課
企画調整部 企画政策課

1 債権管理の適正化について

(1)債権管理上の課題

本市には、市税や国保税、公共施設の使用料、扶助費の過払返還金など、さまざまな種類の金銭債権があり、滞納が生じた場合は、督促や滞納処分等の対応をしているところである。しかしながら、徴収事務や強制執行等に関する現場の知識・ノウハウ不足などにより、一部の債権では十分に滞納状況を改善できていない現状にある。また、滞納者が無資力・行方不明などの状況により、徴収が困難な債権の管理に多大な事務負担が生じている。

(2)債権管理の適正化に取り組む目的

- ①全庁的に統一されたルールのもとで適切な債権管理事務を行い、公平・公正な市民負担を確保する。
- ②適切な徴収事務を行ってもなお徴収困難な債権について、債権の放棄を行い、滞納債権の整理を行う。

(3)債権管理適正化のための取組内容

本課として、以下の取組を進めることを検討している。

- 債権の適正管理及び権利放棄等について規定した条例の制定
- 債権管理の事務処理等にかかるマニュアルの整備
- 債権所管部署からの疑義・相談に対する回答
- 定期的な庁内研修会・勉強会の開催
- 滞納者情報の相互利用 ←今回諮問事項

2 滞納者情報の相互利用について

本市の債権管理については、所管部署毎に徴収事務等をしており、同一債務者に関して所有する情報量及び対応についても部署毎にばらつきが生じている。今後、円滑かつ公平な債権管理事務を進めていくために、各部署が所有する滞納者に係る情報について、条件を定めた上で、以下のとおり必要に応じて関係部署間で共有したいと考えている。

(1)相互利用を認める場合

行方不明等により滞納者との接触が図れない等、他部署の情報を利用する以外に必要な情報が得られない場合など

(2)相互利用を想定している個人情報

- ・滞納者の氏名、生年月日、住所
- ・処分・措置情報（滞納額、履行延期特約等の状況、滞納処分の状況 等）
- ・連絡先の情報（居所、電話番号）

(3)相互利用の対象外となる個人情報

- ・市税など、法令により特別な守秘義務が規定されている情報
- ・法令上の調査権で取得した財産などの情報
- ・DV やストーカー被害者と判断される方の情報

(4)相互利用する部署

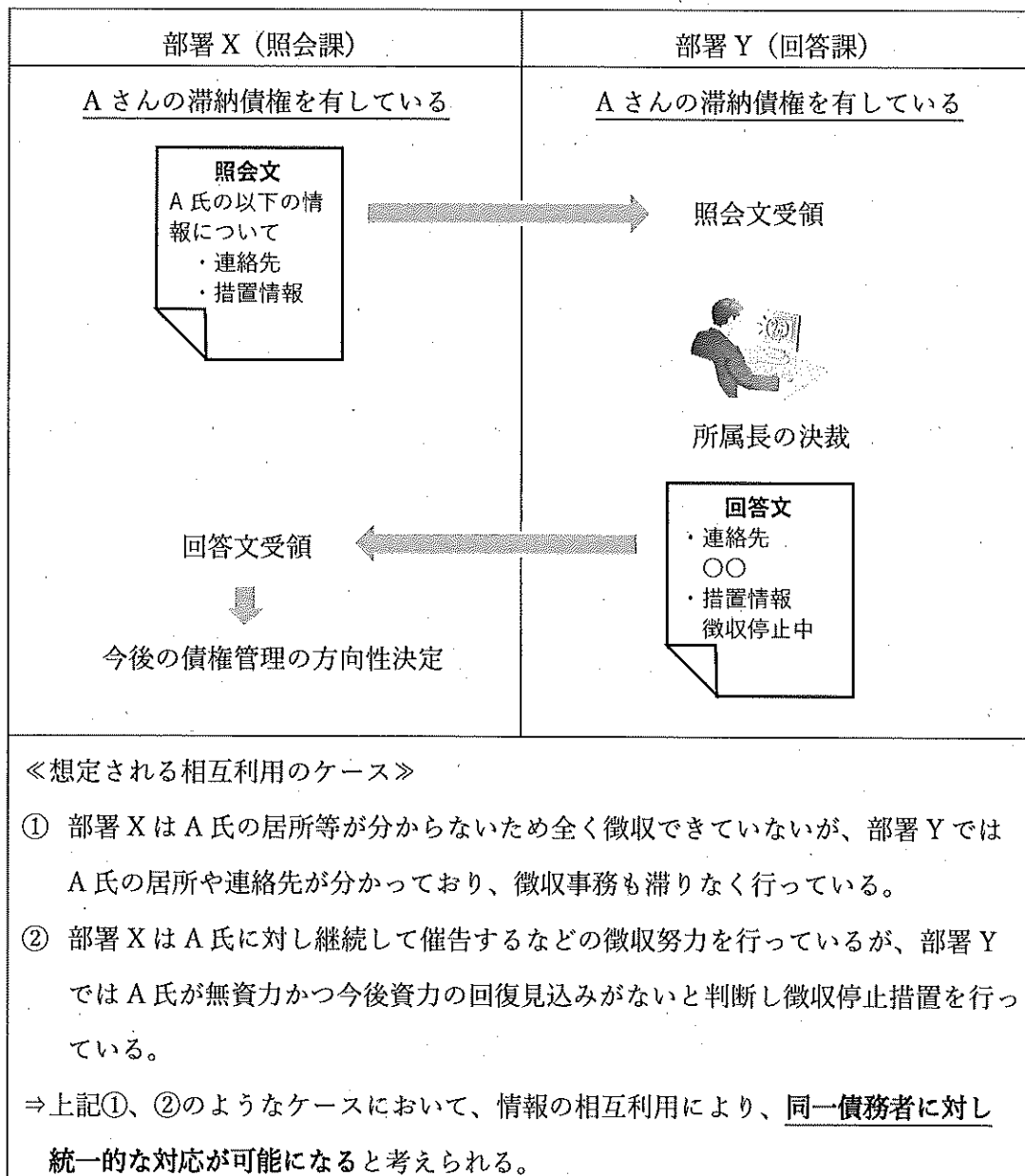
滞納債権を有する全ての部署

※現時点で、実際に相互利用が想定される滞納債権を有する部署は20程度（詳細は別添「滞納債権所管課一覧」参照）

(5)相互利用の方法

相互利用にあたっては、必要以上の情報提供等がなされないように、事前に所属長の決裁を受けた上で、原則文書による依頼・提供を行うこととする。

○イメージ



《参考》滞納債権を有する主な部署一覧

部署名	代表的な債権名
財産活用課	普通財産貸付料
商業振興課	中小企業振興貸付金
工業振興課	インキュベートルーム使用料
観光振興課	温泉給湯使用料
緑化推進課	公園器物損壊賠償金
建築住宅課	公営住宅使用料
河川砂防課	準用河川占用料
北部建設事務所	道路占用料
納税課	市税（市民税、固定資産税など）
福祉総務課	臨時福祉給付金返還金
生活福祉課	生活保護費返還金
保険年金課	国民健康保険税
障がい福祉課	障害児福祉手当返還金
高齢福祉課	養護老人ホーム措置費負担金
子育て総務課	放課後児童クラブ利用料
こども家庭課	児童手当過払返還金
保育幼稚園課	保育料
地域政策課	有線テレビ使用料
教育総務課	富士町育英資金貸付金
学事課	給食費
上下水道局	水道料金、下水道使用料
富士大和温泉病院	診療費一部負担金